

門司税関インターネット公売ガイドライン

第 1 総則

1 ガイドラインにおける用語の意義

本ガイドラインで使用する用語の意義は、国税徴収法に定めるところによるほか、次のとおりとします。

(1) インターネット公売

官公庁オークションサイトにおいて、競り売りの方法により門司税関又はその管内の税関支署、税関出張所若しくは税関支署出張所（以下「公売実施税関官署」という。）が実施する公売

(2) 公売財産

国税徴収法の規定により公売に付される財産又は付された財産

(3) 買受申込者

インターネット公売で公売財産の買受申込みをしようとする者又は買受申込みをした者

(4) 滞納者

国税の滞納により税関長等から滞納処分を受けた者。公売財産の現在の所有者。

(5) 公売参加申込期間

インターネット公売の買受申込みに先立って、あらかじめ公売参加の申込みの受けをする期間

(6) 買受申込期間

インターネット公売で公売財産の買受申込みの受けをする期間

2 国税徴収法の適用

インターネット公売の手続は、ガイドラインに定めるところによるほか、国税徴収法の定めるところによります。

なお、オークション会社が定めるヤフオク！ガイドラインや関連するその他の規約等については、ガイドライン及び国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続において買受申込者を拘束するものとします。

3 インターネット公売に関する公売の条件

インターネット公売に関する公売の条件には、ガイドラインに定める事項のほか、税関長等が行う公売公告に定める事項があります。

4 公売財産による手続の相違

公売財産の下見会の開催、公売保証金の提供の取扱い又は公売財産の引渡し場所等は公売財産ごとに異なり、売却決定の日又は権利移転の手続は、公売財産の種類によって異なります。

5 官公庁オークションサイト

インターネット公売に関する参加申込みや買受申込み等の手続は、オークション会社がインターネット環境上に提供するオークションシステムである「官公庁オークションサイト」において行います。

官公庁オークションサイトを利用するためには、オークション会社のユーザID等を取得する必要があります。

6 インターネット公売の法的性質

公売とは、税関長等が滞納者の財産を差し押さえ、強制的に売却する制度であり、次に掲げる事項等、通常の売買やオークションと異なることがあります。

- (1) 公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、滞納者及び税関長等には担保責任が生じないこと。
- (2) 税関長等は、公売財産を現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷等があっても補修等を行わないことをいう。）で引き渡すこと。
- (3) 税関長等は、公売財産が不動産の場合は、現実の引渡しの義務を負わないこと。
また、公売財産と隣接地との境界の確定、占有者の立退き、前所有者からの鍵の受領、又は公売財産内の動産の撤去などが必要な場合には、買受人が自己の責任において行わなければならないこと。
- (4) 買受人は、買受人に承継される債務（マンションの未納管理費やゴルフ会員権の未納年会費等）を負担しなければならないこと。
- (5) 買受人は、いかなる理由があろうと買受代金の納付後に公売財産を返品すること、交換を求めること、又は買受代金の返還を求めることができないこと。

7 公売中止

公売財産の売却決定がされたとしても、買受代金が納付されるまでに滞納国税が完納された場合など、税関長等がその公売財産の公売を中止することがあります。

第2 インターネット公売の参加資格

1 インターネット公売の参加制限

次のいずれかに該当する者は、インターネット公売に参加することができません。（代理人による参加もできません。）

- （1）滞納者
- （2）国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員
- （3）国税徴収法第108条第1項の規定により税関から公売の参加を制限されている者（過去2年間、公売で買受代金を納付しなかったことがある者など）
- （4）官公庁オークションサイトの競り売人
- （5）暴力団員
- （6）暴力団員が役員となっている法人
- （7）公売財産が農地等であり、買受人に一定の資格や要件を必要とする場合において、その資格等を有していない者（代理人として参加する場合を除く。）
- （8）制限行為能力者（未成年者等。親権者等が代理人として参加する場合を除く。）
- （9）公売の手続に関する日本語を理解することができない者（代理人が公売の手続に関する日本語を理解できる場合を除く。）
- （10）住所、所在地又は連絡先のいずれも日本国内にない者（代理人の住所、所在地又は連絡先が日本国内にある場合を除く。）
- （11）本ガイドライン及びヤフー株式会社のヤフオク！に関連する規約の内容を承諾せず、順守できない者

2 代理人によるインターネット公売の参加

買受申込者は、代理人にインターネット公売の手続をさせることができます。ただし、制限行為能力者が代理人になることはできません。

なお、任意代理人にインターネット公売の手続をさせる場合には、公売参加申込期間の終了までに、税関長等に別途意思表示をしない限り、その代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

3 法人代表者によるインターネット公売の参加

法人がインターネット公売に参加する場合は、その法人の代表権限のある者（以下「法人代表者」という。）がインターネット公売の手続を行うものとします。

なお、法人代表者以外の方を代理人とし、インターネット公売の手続をさせることもできます。

4 共同買受申込者によるインターネット公売の参加

公売財産を共有する目的で、複数の買受申込者が共同して、一つの公売財産について買受申込み（以下「共同買受申込み」という。）をする場合は、共同買受申込みをする買受申込者（以下「共同買受申込者」という。）は、その中から一名を代表者（以下「共同買受申込代表者」という。）に指定し、その共同買受申込代表者が、インターネット公売の手続を行うものとします。

なお、共同買受申込代表者以外の方を代理人とし、インターネット公売の手続をさせることもできます。

（注）共有を認めない公売財産については、共同買受申込みはできません。

5 代理人等による自己のための買受申込み等の禁止

- （１）代理人、法人代表者又は共同買受申込代表者（以下「代理人等」という。）は、買受申込者である個人、法人又は共同買受申込代表者を除く共同買受申込者（以下「本人等」という。）のために買受申込みをする公売財産について、自己のために買受申込みをすることはできません。
- （２）代理人等が、一つの公売財産に対して複数の本人等から買受申込みの手続等について委任を受けた場合は、その委任を受けた全ての公売財産の買受申込みをすることができません。
- （３）本人等は、代理人等に買受申込みの手続を委任した公売財産について、自己のために買受申込みをすること、又は同一の公売財産について、他の代理人等に委任して買受申込みをさせることはできません。

第３ インターネット公売の手続

1 公売財産情報の確認

税関長等がインターネット公売を実施する場合は、官公庁オークションサイトで公売財産情報を公開する前に、公売公告及び見積価額公告を公売実施税関官署の掲示板に掲示するとともに門司税関ホームページに掲載します。

買受申込者又は代理人等（以下「買受申込者等」という。）は、必要と認めるときは、買受申込みに先立って、下見会等においてその現況や外観を確認し、登記簿等の関係書類を閲覧するなど、自らの責任において公売財産に関する情報を収集する必要があります。

なお、買受申込者等は、情報収集の際に、公売財産の所有者又は占有者等の権利を侵害してはなりません。

2 下見会の開催

税関長等は、必要に応じて、公売財産の下見会を開催します。

下見会の開催期間や開催場所等の情報については、官公庁オークションサイト及び門司税関ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

なお、下見会については、複数の税関長等が合同で開催する場合があります。

また、下見会場では、税関長等が必要と認める場合は、入場希望者に対し入場を制限すること、又は入場者に対し退場を求めることがあります。

(注) 公売財産によっては下見会を開催しない場合があります。

3 公売参加申込み

(1) 参加者情報

買受申込者等は、公売参加申込期間内に、買受申込みをしようとする公売財産ごとに買受申込者等の住所、氏名、電話番号及びその他必要事項を官公庁オークションサイトに入力し、公売参加申込みをしなければ買受申込みをすることができません。

なお、入力された住所又は氏名が、住民票や商業登記簿等に記載されている情報と異なる場合は、インターネット公売に参加することができません。

また、代理人は、代理人である旨の入力をする必要があります。この入力をせずに買受申込みをされた場合は、最高額で買受申込みをしたとしても最高価申込者の決定を取り消します。

(2) 公売保証金の提供

買受申込者等は、公売保証金の提供が必要な公売財産について公売参加申込みをしようとする場合は、官公庁オークションサイトに次のいずれかの公売保証金の提供方法を入力し、公売保証金を提供する必要があります。

なお、公売保証金の提供の取扱いは、公売財産ごとに異なりますので、官公庁オークションサイト又は門司税関ホームページに掲載されている公売公告兼見積価額公告でご確認ください。

イ クレジットカード

買受申込者等は、オークション会社にクレジットカードの与信枠を提供することにより公売保証金を提供することが可能になります。この場合、オークション会社と納付保証委託契約を締結する必要があります。

クレジットカードを選択される方は、本ガイドラインへの同意によって、納付保証委託契約が締結されますので、官公庁オークションサイトに掲載されている契約内容を必ずお読みください。

ロ 銀行振込み

買受申込者等は、公売実施税関官署の公売担当者に振込先の金融機関の口座番号等を確認し、公売財産ごとに公売公告に定める公売保証金の納付の期限までに公売保証金を振り込む必要があります。

なお、インターネットバンキング等による振込みは、金融機関から振込金受取書等が発行されないためご利用になれません。

買受申込者等は、振込みの後、税関長等が定める期限までに、金融機関から受領した振込金受取書等の証明書を添付した公売財産ごとの「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」を税関長等あてに郵送（期限までに必着させること。民間事業者による信書便による送付を含む。以下同じ。）又は直接提出する必要があります。

（３）本人確認書類の提出

買受申込者等は、公売参加申込みをするに当たって、税関長等が定める期限までに、次に掲げる書類を税関長等あてに郵送又は直接提出する必要があります。

イ 買受申込者本人がインターネット公売の手続を行う場合

買受申込者の本人確認ができる書類（住民票の写し等。公売保証金をクレジットカードにより提供する場合は不要。）

ロ 代理人がインターネット公売の手続を行う場合

（イ）委任状

（ロ）買受申込者の本人確認ができる書類（住民票の写し等）

（ハ）代理人の本人確認ができる書類（住民票の写し等）

（ニ）親権者等の同意書（買受申込者が制限行為能力者である場合に限り。）

ハ 法人代表者がインターネット公売の手続を行う場合

（イ）買受申込者である法人の所在及び法人代表者の資格を確認できる書類（商業登記簿に係る登記事項証明書等）

（ロ）法人代表者の本人確認ができる書類（住民票の写し等）

ニ 共同買受申込みをする場合

（イ）共同買受申込代表者の届出書

（ロ）共同買受申込者全員の本人確認ができる書類（住民票の写し等）

４ 公売保証金の取扱い

（１）公売保証金の買受代金への充当

イ 公売保証金をクレジットカードで提供した場合

クレジットカードより公売保証金が引き落とされ、納付された公売保証金は買受代金に充当されます。買受人等は、買受代金から公売保証金を差引いた金額を第３の１８「買受代金の納付」に掲げる方法で納付する必要があります。

ロ 公売保証金を銀行振込みで提供した場合

買受人等が「公売保証金の充当申出書」を税関長等が定める最高価申込者の決定の日までに税関長等に提出した場合に限り、銀行振込みにより納付した公売保証金を買受代金に充当することができます。この場合、買受代金から公売保証金を差引いた金額を第3の18「買受代金の納付」に掲げる方法で納付する必要があります。

(2) 保管金受領証書の取扱い

公売実施税関官署は、銀行振込による公売保証金の納付を確認したときは、買受申込者あてに「保管金受領証書」を発行し、代理人等が公売保証金を納付した場合であっても買受申込者へ郵送します。「保管金受領証書」は、落札できなかった場合の公売保証金の返還時に、税関長等から提出を求められることがありますので、大切に保管してください。

5 公売参加申込みの受付完了

代理人等又は銀行振込みによる公売保証金の提供方法を選択した買受申込者等は、税関長等が必要書類の提出及び公売保証金の納付を確認するまでインターネット公売に参加できません。

税関長等が、必要書類の提出及び公売保証金の納付を確認し、インターネット公売への参加を認めた買受申込者等には、官公庁オークションサイトから電子メールにより受付完了の通知があります。

なお、次に掲げる事実がある場合は、税関長等はインターネット公売への参加を認めません。これらの事実がないにも関わらず、受付完了の通知が届かない場合は、公売実施税関官署の公売担当者にお問い合わせください。

- (1) 買受申込者等が第2の1「インターネット公売の参加制限」のいずれかに該当する場合。
- (2) 同一の公売財産について、第2の5「代理人等による自己のための買受申込み等の禁止」に掲げる事実がある場合。
- (3) 買受申込者等が銀行振込みによる公売保証金の提供方法を選択した場合において、買受申込期間初日の2日前の日までに、公売保証金の納付の事実が確認できないとき。
- (4) 買受申込期間初日の2日前の日までに、第3の3(3)「本人確認書類の提出」に掲げる書類の提出の事実が確認できない場合。
- (5) 公売参加申込みをした者と公売保証金を納付した者が異なる場合など、買受申込者となるべき者が不明確であり、買受申込期間初日の2日前の日までに買受申込者となるべき者が判明しない場合。

6 買受申込み

公売参加申込みの受付が完了した買受申込者等は、参加申込みをした公売財産について、買受申込期間内に、買受申込みをすることができます。

なお、買受申込みをする場合は、次に掲げる点に留意してください。

- (1) 買受申込みをする金額は、見積価額以上の金額で、その時点における最高の買受申込価額（以下「現在最高額」という。）に最小追加単位を加算した以上の金額であること。
- (2) 買受申込期間中は、現在最高額に最小追加単位を加算した金額以上の金額であれば何度でも買受申込みをすることができること。
- (3) 買受申込みをした後には、取消し及び買受申込みをした金額より低い金額への変更はできないこと。
- (4) 買受申込みの受付は、買受申込期間の終了と同時に締め切られること。
(注) 自動延長は行いません。
- (5) 自動入札システムに入力した最高額の買受申込みが複数ある場合は、先に自動入札システムに入力した者が最高価入札者として取り扱われること。
- (6) 買受申込みをした最高価申込価額が、落札後に納付すべき買受代金となること。
- (7) 買受申込みをした公売財産について、最高額の買受申込みである間は、買受申込者等のID若しくはニックネーム並びに買受申込価額が、官公庁オークションサイトに公開されること。
- (8) 最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込価額が、門司税関ホームページに掲載され一般に公開されること。

7 公売参加申込み及び買受申込みの受付の取消し

次に掲げる場合には、公売参加申込み又は買受申込みがなかったものとして取り扱います。

- (1) 買受申込者等が国税徴収法第108条第1項各号に掲げる者に該当する場合。
- (2) 買受申込者等が第2の1「インターネット公売の参加制限」のいずれかに該当することが判明した場合。
- (3) 同一の公売財産について、第2の5「代理人等による自己のための買受申込み等の禁止」に掲げる事実があると判明した場合。

8 買受申込結果の通知

税関長等は、買受申込期間終了後、最高額で買受申込みをしている買受申込者等（以下「落札者」という。）に官公庁オークションサイトから最高価申込者として決定予定であることを電子メールで通知します（以下この通知を「買受申込結果の通知」という。）。

買受申込結果の通知は、最高価申込者の決定（第3の11「最高価申込者の決定」参照）を通知するものではなく、最高価申込者として決定予定であることを連絡するとともに、その後の公売手続きに関し、最高価申込者の決定までの間に、買受代金の納付方法等の連絡を行うための事前通知であることに留意してください。

9 公売実施税関官署による事前説明

買受代金の納付方法や公売財産の権利移転手続等についての事前説明を行いますので、落札者は、公売実施税関官署の公売担当者へ電話により連絡をしてください。

なお、公売財産が動産等の場合は、公売財産の受領方法の確認についても併せて行います。

10 公売財産受領方法の選択

動産の買受申込結果の通知を受けた落札者は、公売財産の受領方法について、自ら直接引渡しを受ける方法又は公売財産の梱包、受領及び運送を運送業者に依頼し、運送業者を通じて引渡しを受ける方法を選択することができます。ただし、滞納者や第三者が保管している公売財産については、落札者が、公売財産を保管している者から引渡しを受けることとなります。

11 最高価申込者の決定

税関長等は、税関長等が定める最高価申込者の決定の日に、公売財産ごとに、買受申込結果の通知を行った買受申込者を最高価申込者として決定し、最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込価額の告知を、門司税関ホームページに一定時間掲載することにより行います。

なお、買受申込結果の通知を行ってから最高価申込者を決定するまでの間に、滞納国税が完納したことなどにより公売が中止された公売財産については、この限りではありません。

12 競り売り終了の告知

競り売り終了の告知は、門司税関ホームページにおいて、最高価申込者の氏名等の告知の終了後、一定時間掲載することにより行います。

また、公売財産が不動産、自動車又はゴルフ会員権等（以下「不動産等」という。）の場合は、公売公告に定める売却決定の日まで、最高価申込者の氏名及びその価額等について、公売実施税関官署の掲示板等に最高価申込者の決定公告を行います。

13 公売保証金の返還

買受申込者等が銀行振込みにより納付した公売保証金は、買受代金に充当する場合及び第3の17「公売保証金の没収」に該当する場合を除き、競り売り終了の告知の後（買受人等が公売保証金を買受代金に充当しない場合は、買受代金の納付後）に次に掲げるいずれかの方法により返還されます。

（1）買受申込者名義の金融機関預金口座への振込みにより返還を受ける方法

公売保証金の返還は、原則、買受申込者等が提出した「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された買受申込者の口座に振り込むことにより行います。

「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された口座以外の口座への振込みを希望する場合は、事前に公売実施税関官署の公売担当者に連絡の上、「払渡請求書」を提出してください。

（注）日本銀行歳入代理店に登録されていない一部金融機関の口座及び買受申込者以外の名義の口座には振込みできません。

（2）公売実施税関官署から直接返還を受ける方法

買受申込者等が公売実施税関官署から直接返還を希望する場合は、買受申込期間の終了後、公売実施税関官署の公売担当者にその旨を事前に電話で連絡した上で、税関長等の指定する日時及び場所において、次に掲げる書類等を持参し、公売実施税関官署の公売担当者に直接提示又は提出する必要があります。

イ 身分に関する証明書

ロ 印鑑（法人の場合は、代表取締役印が必要。）

ハ 公売保証金の保管金受領証書、または払渡請求書

ニ 200 円の収入印紙（公売保証金の額が 30,000 円以上であり、買受申込者が営利法人又は買受申込みをした公売財産に関して営業を営む個人である場合に限る。）

ホ 委任状（代理人が手続を行う場合に限る。既に提出している場合は不要。）

なお、公売保証金をクレジットカードにより提供している場合は、官公庁オークションサイトに掲載されているオークション会社との納付保証委託契約の内容を確認してください。

14 売却決定

税関長等は、公売公告に定める売却決定の日に、最高価申込者に対して売却決定を行います。売却決定を受けた買受申込者は買受人となり、売却決定価額に相当する買受代金を納付することによって公売財産の権利を取得することとなります。

15 売却決定の取消し

次に掲げる場合には、税関長等は売却決定を取り消します。

（1）買受代金の納付前に公売財産に係る滞納国税の完納の事実が証明されたとき。

- (2) 買受人又は代理人等（以下「買受人等」という。）が、公売公告に定める買受代金の納付の期限までに買受代金の全額を納付しないとき。
- (3) 買受人等が、国税徴収法第 108 条第 1 項「公売実施の適正化のための措置」の規定による処分を受けたとき。

16 買受申込みの取消し

国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 105 条第 1 項ただし書「不服申立てがあった場合の処分の制限」その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合には、その停止期間は、最高価申込者又は買受人等は、第 3 の 6 「買受申込み」の規定にかかわらず、その買受申込みを取り消すことができます。

買受申込みを取り消した最高価申込者又は買受人等が提供している公売保証金は返還されます。

17 公売保証金の没収

税関長等は、次に掲げる場合は、買受申込者等が提供した公売保証金を返還しません。

また、没収される公売保証金がクレジットカードにより提供されたものである場合は、買受申込者等は、クレジットカード会社から公売保証金相当額を請求されることとなります。

- (1) 買受人等が、公売公告に定める買受代金の納付の期限までに買受代金の全額を納付しないとき。
- (2) 買受申込者等が、公売保証金を提供した後、買受代金を納付するまでの間に国税徴収法第 108 条「公売実施の適正化のための措置」の規定による処分を受けたとき。

18 買受代金の納付

買受人等は、公売公告に定める買受代金の納付の期限までに、次に掲げるいずれかの方法により、売却決定価額に相当する価額を買受代金として一括で納付しなければなりません。（公売保証金の買受代金への充当については、第 3 の 4 （1）を参照）

(1) 公売実施税関官署に直接納付する方法

買受人等が、公売実施税関官署へ現金又は小切手を持参し、公売担当者に直接納付してください。

なお、現金書留等での郵送による納付やクレジットカードによる納付はできません。

また、納付に使用できる小切手に制限がありますので、小切手による納付を希望される場合は、事前に公売実施税関官署の公売担当者にご相談ください。

（注）買受代金の納付の受付時間は、平日の午前 9 時から午後 4 時までです。

(2) 税関長等が指定する金融機関の口座に振り込む方法

買受人等が、公売実施税関官署の公売担当者に金融機関名、口座名義及び口座番号を確認した後、指定された口座に買受代金を振り込むことにより納付してください。

なお、インターネットバンキング等による振込みもご利用になれます。

また、公売公告に定める納付の期限までに税関長等が買受代金の振込みを確認できない場合は、売却決定は取り消されますので、必ず期限内に振り込んでください。

19 買受代金の納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。ただし、公売財産が農地である場合など、公売財産を買い受けるために許可や承認等が必要な場合には、これらの許可や承認等を受けた時に公売財産の権利を取得することとなります。

買受人が公売財産の権利を取得した場合には、次に掲げる効果が生じます。

(1) 買受人は、公売財産上の質権又は抵当権等の担保権に対抗することができること。

ただし、買受人に担保権を引き受けさせることを条件として換価した場合には、この限りではありません。

(2) 買受人は、差押え又は差押え前に設定された抵当権等の担保権に対抗することができる賃借権等の用益権へ対抗することができること。

なお、差押え又は差押え前に設定された抵当権等の担保権に対抗することができる賃借権等の用益権には、対抗することができません。

(3) 買受人は、現実の引渡しの有無にかかわらず、買受代金の納付後に生じた公売財産のき損、盗難又は焼失等による損害の負担を負うこと。

20 買受人が負担する権利移転に伴う費用

買受人は、次に掲げる費用を負担しなければなりません。

(1) 権利移転登記又は登録に必要な嘱託書の郵送料（切手）等の必要費用

(2) 公売財産が不動産である場合における権利移転登記の嘱託に係る登録免許税

(3) 公売財産が有価証券又はゴルフ会員権等である場合における名義変更手数料

(4) 公売財産を運送業者に運送させて引渡しを受ける場合における梱包・運送費用

(5) 買受代金納付期限の翌日以降に引渡しを受けた場合における保管料等の手続遅延費用

第4 公売財産の権利移転手続

1 公売財産の権利移転手続の通則

公売財産の権利移転手続は、公売財産の種類に応じ、第4の2から6までの規定によることとし、このガイドラインに定めのない公売財産の権利移転手続については、これらの規定に準ずることとします。ただし、税関長等が公売財産の特殊な事情を考慮して必要と認めた場合は、第4の2から6までの規定を必要と認める範囲において変更することができるものとします。

なお、買受人等は、買受代金の全額を納付した後でなければ、公売財産の権利移転手続を税関長等に求めることができません。税関長等が公売公告に定める買受代金の納付の期限までに買受代金の全額が納付されたことを確認することができないときも同様とします。

2 動産の権利移転手続

動産の権利移転手続の方法は、次に掲げるいずれかの方法とします。

(1) 税関長等から直接引渡しを受ける方法

買受人等が、買受代金の納付後に、税関長等の指定する場所において、公売実施税関官署の公売担当者から公売財産の引渡しを受けることとなります。

買受人等は、引渡しを受ける際に次の書類等を持参し、公売実施税関官署の公売担当者に提示又は提出する必要があります。

イ 身分に関する証明書

ロ 印鑑

ハ 委任状（代理人が引渡しを受ける場合に限る。既に提出している場合は不要。）

ニ 公売財産引渡確認書

（注）事前に、公売実施税関官署の公売担当者に、その他の必要書類の有無を確認してください。

(2) 運送業者に運送させることにより引渡しを受ける方法

買受人等が、公売財産の梱包、受領及び運送を運送業者に依頼して、運送業者を通じて公売財産の引渡しを受けることとなります。

運送業者に運送等を依頼する場合は、引渡しの日時及び場所並びに運送代金の支払方法等の運送に必要な事項を、買受人等の責任において運送業者に指示してください。

買受人等は、税関長等が指定する日までに、「指図運送人引渡依頼書」及び発送伝票等の運送業者への引渡しに必要な書類を税関長等に提出する必要があります。

また、運送業者が公売財産の引渡しを受けたことによって、買受人等が引渡しを受けたこととなりますので、買受人等は、公売実施税関官署が運送業者へ公売財産を引き渡した後に生じた破損又は紛失等による損害の賠償を税関長等に求めることはできません。

公売実施税関官署では、運送業者の斡旋及び運送費用等の立替払いはできません。梱包及び発送伝票の作成も原則行いませんが、運送業者への依頼が困難な場合は、公売実施税関官署の公売担当者にご相談ください。

なお、次の場合には、税関長等は公売財産の引渡しをしないので、ご注意ください。

イ 公売財産の引渡しに必要な書類が提出されない場合、書類の提出を確認できない場合、又は提出書類に不備がある場合。

ロ 運送業者に依頼した搬送先が、買受人が公売参加申込の際に官公庁オークションサイトに入力した住所（代理人にインターネット公売の手続を依頼した場合は、公売参加申込みの際に提出した委任状に記載した住所）と相違する場合で、「指図運送人引渡依頼書」にその旨を記載していないとき。

ハ 運送業者に依頼した搬送先の受取人が、買受人と相違する場合（買受人が海外居住者である場合における日本国内に居住する代理人が受取人であるときを除く。）。

(3) 税関長等が公売財産の保管命令を行っている者から引渡しを受ける場合

滞納者又は第三者が保管している公売財産については、税関長等が買受人等に対して当該公売財産を保管している者の住所及び氏名を記載した「売却決定通知書」を交付することによって引渡しをします。

買受人等は、公売財産を保管している者から当該財産の引渡しを受けることとなりますが、保管している者が引き渡さないとしても、税関長等は現実の引渡しをする義務を負いません。

3 自動車の権利移転手続

自動車の権利移転手続は、買受代金の納付後に、税関長等の指定する場所において、次により行います。

なお、公売参加申込みの際に登録された住所及び氏名が、提出していただく住所証明書と異なる場合（転居等により相違している場合で、住所証明書によりその経緯が確認できるときを除く。）は、権利移転手続を行うことができません。

- (1) 買受人等は、次の書類等を持参して公売実施税関官署の公売担当者に提示又は提出し、「売却決定通知書」の交付を受けて書面又は口頭で権利移転の登記の請求をし、公売財産（自動車検査証を含む。）の引渡しを受けることとなります。

買受人等は、引渡しを受ける際に公売財産を運輸支局等（買受人の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所をいう。）に持ち込む日（以下「指定日」という。）を決める必要があります。

イ 身分に関する証明書

ロ 印鑑

ハ 委任状（代理人が引渡しを受ける場合に限る。既に提出している場合は不要。）

ニ 住所証明書（買受人が個人である場合には住民票の写し等、法人である場合には商業登記簿に係る登記事項証明書等をいう。）

ホ 公売財産引渡確認書

ヘ 買受人の自動車保管場所証明書

ト 自動車検査証記入申請書（必要事項を記載し、買受人が署名、押印したもの。）

チ 買受人の印鑑証明書

リ 登録に必要な手数料の額（500 円）に相当する自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書

ヌ 権利移転手続に必要な書類の郵送費用の額に相当する郵便切手

（注 1）自動車検査登録印紙又は郵便切手の提出に代え、現金を納付することはできません。

（注 2）事前に、公売実施税関官署の公売担当者に、その他の必要書類の有無を確認してください。

- (2) 税関長等は、運輸支局等に、(1) のホからリまでに掲げる書類を郵送します。

- (3) 買受人は、指定日に運輸支局等に公売財産を持ち込み、新しい自動車検査証の交付を受けることとなります。

（注）登録のない自動車（いわゆるナンバープレートを取得しておらず、一般公道を走行することができない自動車のことです。）は、第 4 の 2「動産の権利移転手続」により引渡しの手続を行い、登録の手続は、買受人が行うこととなります。

4 不動産の権利移転手続

不動産の権利移転手続は、買受代金の納付後に、税関長等の指定する場所において、次により行います。

なお、公売参加申込みの際に登録された住所及び氏名が、提出していただく住所証明書と異なる場合（転居等により相違している場合で、住所証明書によりその経緯が確認できるときを除く。）は、権利移転手続を行うことができません。

- (1) 買受人等は、次の書類等を持参して公売実施税関官署の公売担当者に提示又は提出し、「売却決定通知書」の交付を受けて書面又は口頭で権利移転の登記の請求をすることとなります。

イ 身分に関する証明書

ロ 印鑑

ハ 委任状（代理人が権利移転手続を行う場合に限る。既に提出している場合は不要。）

ニ 住所証明書（買受人が個人である場合には住民票の写し等、法人である場合には商業登記簿に係る登記事項証明書等をいう。）

ホ 登録免許税の領収証書。ただし、登録免許税の額が3万円以下である場合は、当該領収証書の提出に代えて、その登録免許税の額に相当する収入印紙を提出することができます。

ヘ 権利移転手続に必要な書類の郵送費用の額に相当する郵便切手

ト 登記識別情報の通知に関する確認書

チ 登記識別情報の郵送費用の額に相当する郵便切手（買受人の希望により登記識別情報を郵送する場合に限る。）

リ 農地委員会等から交付された権利移転に係る許可書又は受理通知書（農地の場合に限る。）

（注）収入印紙又は郵便切手の提出に代え、現金を納付することはできません。

- (2) 税関長等は、公売財産の権利移転の登記嘱託手続を行い、買受人が登記識別情報の通知を希望する場合には、登記所から「登記識別情報」の送付を受け、これを買受人に郵送する、又は公売実施税関官署の窓口で交付することになります。

5 有価証券の権利移転手続

有価証券の権利移転手続は、買受人等が、買受代金の納付後に、税関長等の指定する場所において、公売実施税関官署の公売担当者から公売財産の引渡しを受けることとなります。

買受人等は、引渡しを受ける際に次の書類等を持参し、公売実施税関官署の公売担当者に提示又は提出する必要があります。

イ 身分に関する証明書

ロ 印鑑

ハ 委任状（代理人が引渡しを受ける場合に限る。既に提出している場合は不要。）

ニ 公売財産引渡確認書

ホ 政府保管有価証券払渡請求書

なお、税関長等は、有価証券に係る権利移転について、滞納者に裏書又は名義変更の手続をさせる必要があるときは、滞納者に一定の期限を指定してこれらの手続をさせた上で、買受人等に引き渡すこととなります。ただし、滞納者が一定の期限内にこれらの手続をしないときは、税関長等が滞納者に代わって裏書を行った上で、買受人等へ引き渡すか、又は、税関長等から買受人が名義変更を請求する旨を記載した書類の交付を受け、買受人が名義変更の手続を行うこととなります。

(注) 事前に、公売実施税関官署の公売担当者に、その他の必要書類の有無を確認してください。

6 ゴルフ会員権の権利移転手続

ゴルフ会員権の権利移転手続は、買受人等が、買受代金の納付後に、税関長等の指定する場所において、公売実施税関官署の公売担当者から「売却決定通知書」の交付を受けた上で預託金預り証書の引渡しを受けることとなります。

買受人等は、引渡しを受ける際に次の書類等を持参し、公売実施税関官署の公売担当者に提示又は提出する必要があります。

イ 身分に関する証明書

ロ 印鑑

ハ 委任状（代理人が引渡しを受ける場合に限る。既に提出している場合は不要。）

ニ 公売財産引渡確認書

また、税関長等は、ゴルフ場経営会社等の公売財産の第三債務者に「売却決定通知書」を交付しますので、買受人は、速やかにそのゴルフ場経営会社等に、公売財産の名義変更等の請求を行う必要があります。

買受人がゴルフ場経営会社等から名義変更等の承諾を得られなかったときは、税関長等は、その売却決定を取り消し、買受代金を返還します。ただし、買受人が名義変更等の請求手続を正当な理由なく1年以上行わなかった場合は、この限りではありません。

(注) 事前に、公売実施税関官署の公売担当者に、その他の必要書類の有無を確認してください。

第5 雑則

1 様式

次に掲げる様式及び記載例については、門司税関ホームページに掲載していますので、買受申込者は、必要に応じて、ダウンロードして使用してください。

- (1) 委任状
- (2) 共同買受申込代表者の届出書
- (3) 共同買受申込代表者の届出書別紙
- (4) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書
- (5) 公売保証金の充当申出書
- (6) 払渡請求書
- (7) 公売財産引渡確認書
- (8) 指図運送人引渡依頼書
- (9) 政府保管有価証券払渡請求書
- (10) 登記識別情報の通知に関する確認書

2 個人情報の取扱い

税関長等は、インターネット公売を実施するため、買受申込者等から直接又はオークション会社を通じて取得する次に掲げる買受申込者等の個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び財務省の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程に従い、適切に保有・管理します。

また、買受申込者等がインターネット公売に参加する場合、オークション会社がインターネット公売の手続において必要な買受申込者等の個人情報を税関長等に提供することに同意したものとみなします。

- (1) 住民票の写し又は委任状に記載された個人情報等、インターネット公売の手続において税関長等が買受申込者等から直接取得する個人情報
- (2) 公売参加申込みの際に官公庁オークションサイトに入力される情報等のインターネット公売の手続においてオークション会社を通じて買受申込者等から取得する個人情報
- (3) 公売保証金の提供又は返還その他これらに附帯して取得する個人情報
- (4) 買受申込者等がオークション会社との間に締結した公売保証金の納付保証委託契約に関する個人情報

3 システム障害時における公売中止

税関長等は、次に掲げる期間において、官公庁オークションサイトにおいてそれぞれの事由が生じた場合は、インターネット公売を中止することがあります。

なお、インターネット公売を中止した場合には、門司税関ホームページにその旨を掲載します。

(1) 買受申込期間の開始前

イ 公売参加申込期間の始期に公売参加申込みの受付けを開始することができないとき。

ロ 公売参加申込期間中に公売参加申込みの受付けをすることができない状態が相当期間継続したとき。

ハ 公売参加申込期間の終期後に公売参加申込みの受付けをすることができる状態が継続し、その終期後に受付けをした公売参加申込みを取り消すことができないとき。

(2) 買受申込期間中

イ 買受申込期間の始期に買受申込みの受付けを開始することができないとき。

ロ 買受申込期間中に買受申込みの受付けをすることができない状態が相当期間継続したとき。

(3) 買受申込期間の終了後

イ 買受申込期間の終期後に買受申込みの受付けをすることができる状態が継続したとき。

ロ 買受申込期間の終期後に買受申込みの受付けを終了した旨の情報を官公庁オークションサイトに掲載することができないとき。

4 買受人の地位の移転等の禁止

インターネット公売に参加したことにより得た最高価申込者若しくは買受人等の地位又は税関長等に対する権利については、移転すること、譲渡すること、又は担保に供することはできません。

5 免責事項

公売実施税関官署は、次に掲げる買受申込者等、官公庁オークションサイトにアクセスした者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。

(1) 公売が中止されたことにより生じた損害。

(2) 買受申込者等と連絡が取れないことにより、その者の公売参加申込みがなかったものとされたためにインターネット公売に参加することができなかったことにより生じた損害。

(3) 官公庁オークションサイトを利用したこと、又は官公庁オークションサイトにアクセスしたことにより生じた損害。

- (4) 官公庁オークションサイトの運用について開始が遅延したこと、又は停止、休止、中断若しくは制限されたことにより生じた損害。
- (5) 買受申込者が、インターネット公売の手続に関する権限の一部を代理人に委任した場合において、その委任を受けた代理人がした行為により生じた損害。
- (6) 買受人等が、公売財産の受領、梱包及び運送を運送業者に依頼した場合において、その依頼を受けた運送業者がした行為により生じた損害。

6 読替規定

官公庁オークションサイトにおいて使用する次に掲げる用語は、本ガイドラインにおける次の用語と同義です。

- (1) 入札 競り売り又は買受申込み
- (2) 入札価額 買受申込価額
- (3) 入札期間 買受申込期間
- (4) 入札単位 最小追加単位

7 準拠法

この規約には、日本法が適用されます。

8 インターネット公売において使用する通貨、言語及び時刻

- (1) インターネット公売の手続において使用する通貨
インターネット公売の手続において使用する通貨は、日本国通貨に限り、買受申込価額等の金額は、日本国通貨により表記しなければなりません。
- (2) インターネット公売の手続において使用する言語
インターネット公売の手続において使用する言語は、日本語に限りです。
また、官公庁オークションサイトにおいて使用する文字は、JIS 第1第2水準漢字(JIS(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格をいう。)X 0208をいう。)であり、不動産登記簿上の表示等と異なることがあります。
- (3) インターネット公売の手続において使用する時刻
インターネット公売の手続において使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 門司税関インターネット公売ガイドラインの改正

門司税関長は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することがあります。

なお、改正を行った場合には、官公庁オークションサイトに掲載することにより公表するものとし、公表した日以降に公売参加申込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、税関長等が掲載していない情報については、門司税関が実施するインターネット公売に関する情報ではありません。